

仕 様 書

1. 業務名称

上野駅周辺における都市空間再編の構想策定に向けた調査・検討業務委託

2. 業務対象範囲

対象範囲は別紙2に示すとおり

3. 業務の目的

上野駅は北の玄関口として歴史あるターミナル駅で、鉄道3社14路線と幹線道路2路線が交差する交通の要衝であり、芸術・文化・観光の拠点として豊富な地域資源を有している。

しかし、駅・歩道橋・地下乗換コンコースなどの歩行者空間は混雑し分かりにくく、バリアフリー動線にも課題があり、また改札周辺に十分なスペースがなく、路線間の乗り換え時も歩行空間にゆとりがない状況である。加えて、駅周辺は基盤施設が未整備なままで、築年数の古い小規模建物が多く存在しており、整備や機能更新が必要となっている。

これらの課題解決に向けて、区では上野が持つ台地形状と地域特性を活かし、上野恩賜公園と街区をつなぐ「杜とまちの歩行者ネットワーク」の構築を掲げ、駅と駅周辺空間を一体的に捉え、周辺建物の建替えや公民連携によりエリア全体で歩行者ネットワークを整備し、まとまった空地を確保することで、地域課題の解決と地域貢献を図ることを目指している。

本業務は、上野駅周辺の課題解決を通じて、エリアの魅力向上と来訪者の利便性・滞在性の向上につなげるための都市空間再編の構想策定に向けた調査・検討を行うことを目的とする。

4. 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

5. 業務内容

5.1 基本的な考え方の整理

- ・過年度の検討業務や既往調査を整理し、業務に必要な基礎情報や検討図をとりまとめる。
- ・第6回上野地区まちづくりビジョン推進会議（令和8年1月）における、公共空間・民有地一体での歩行者ネットワークの形成（素案）や鉄道会社等関係者ヒアリングを踏まえ、駅周辺の都市空間再編に関する考え方をとりまとめる。

5.2 上野駅周辺の都市空間再編に向けた基礎調査等

- ・【既往調査（歩行者通行量、自動車交通量等）】を踏まえ、現状の評価と問題点を整理する。評価に際し不足している情報については、【追加の調査例】を参考に4調査程度を委託者と協議のうえ実施するものとする。

【既往調査（歩行者通行量、自動車交通量等）】

※実施範囲・実施内容は別紙3を参照すること

- (1) 平成30年度 上野駅周辺交通調査業務委託
- (2) 平成31年度 上野地区周辺交通調査業務委託
- (3) 令和4年度 上野駅周辺交通環境検討調査業務委託
- (4) 令和5年度 中央通り・上野広小路ヒロバ化社会実験①
- (5) 令和6年度 中央通り・上野広小路ヒロバ化社会実験②
- (6) 令和7年度 中央通り・上野広小路ヒロバ化社会実験③
- (7) 令和7年度 上野駅周辺におけるミクロ交通シミュレーション検証業務委託
- (8) 令和7年度 台東区帰宅困難者の避難シミュレーションに係るデータ整備業務

【評価の視点例】

- (1) 駅を起点としたひと中心の空間構成、ゆとりある歩行者空間・滞留空間
- (2) 改札-駅前広場-杜・まちがシームレスにつながる空間構成
- (3) 杜-えき-まちの一体的な空間構成
- (4) 将来推計の歩行者流動と都市基盤施設

【追加の調査例】

- (1) 歩行者通行量、自動車交通量、自転車交通量
- (2) 自家用車、タクシー、路線バス、観光バス、中長距離バスの利用状況
- (3) 駅相互間の乗り換え状況
- (4) 歩行者滞留空間、アクティビティの状況
- (5) みどり率、緑視率の状況
- (6) サイン、屋外広告物、色彩などの都市景観の状況
- (7) 歩行者通行量、自動車交通量の将来推計
- (8) 上野地区に影響のある広域圏の都市再生プロジェクトの事業概要

5.3 上野地区の交通機能の集約・再編に向けた検討

- ・上野地区のウォークアブルまちづくりの推進に向けた取り組みを踏まえ、上野地区の大規模駐車場（50台以上収容）やタクシー・路線バス・観光バス・中長距離バスの交通施設の配置の最適化の検討を行う。
- ・大規模駐車施設の集約化・再配置に際しては、複数案を規模・アクセス性などの観点から比較検討する。

5.4 駅まち空間における上野らしい都市デザインの検討

- ・駅を中心に、駅前広場・歩行者空間・周辺街区などが一体となって形成される都市空間の方向性を検討する。
- ・上野がもつ歴史性や広域交通結節点の特徴を活かした上野らしい都市デザインについて定量的・定性的な側面から分析・検討を行う。

5.5 歩行者ネットワークや分かりやすい駅前空間を実現する基盤施設のあり方検討

- ・5.1～5.4を踏まえ、上野駅周辺における都市空間再編の方向性として、地上・地下・デッキ階における歩行者ネットワーク、多層階に広がる駅前広場、それらをつなぐ縦動線などのあり方などを検討すること。その際には、浅草通り・中央通り等の広域ネットワークも含めること。
- ・都市空間再編による効果検証として、マイクロシミュレーションによる人流調査を行う。
- ・上記を踏まえ、基本検討図の作成、設計条件の整理などを行う。

5.6 事業スキームの検討

- (1) 基盤施設の整備にかかる概算事業費の検討
- (2) 立体都市公園制度や Park-PFI など官民連携手法の活用可能性検討
- (3) 上野における基盤整備の実現に向けた事業スキーム検討
- (4) 社会資本整備総合交付金等の導入を想定した、地方公共団体の分担額の試算及び必要条件の整理

5.7 関係機関との協議・調整、資料作成等

- (1) 上野地区まちづくりビジョン推進会議（1回程度）、同基盤整備推進部会（2回程度）に提示する資料作成等
- (2) 基盤整備推進部会の個別検討のための会議（5回程度）に提示する資料作成等
- (3) 上記に関連する会議（5回程度）に提示する資料作成等
- (4) その他 関係者との個別協議・調整等

5.8 その他区に対する技術的支援

上記以外に、本業務の目的を達成するために必要となる専門的な助言や補助業務等の技術的支援を、区と協議の上実施する。

6. 成果物

本業務内容をまとめた報告書について、以下部数提出すること。

- (1) 業務報告書（A4版縦、カラー印刷） 1部
- (2) 電子データ（CD-R） 1部
- (3) その他、本業務で入手した資料一式

※紙による報告書の印刷物は、古紙配分率が高く、白色度の低いものの使用に努めること。印刷物には、可能な限り古紙配分率を表示すること。

7. 履行場所

台東区拠点まちづくり担当地域整備第一課
東京都台東区東上野四丁目5番6号

8. 提出書類

- (1) 管理技術者及び主任技術者の届出（経歴書を添付）。なお、主任技術者は本調査を行うのに必要な経験と能力を有すること。
- (2) 着手届（工程表を添付）
- (3) 実施計画書（調査手順、調査方法の詳細、調査事項の細目、その他調査の実施に必要な事項を記載）
- (4) 完了届
- (5) その他、区の指示する書類

9. 貸与品

受託者は、貸与品について、常にその管理状況を明らかにし、契約期間満了後においては速やかに区に返却しなければならない。

10. 支払い

業務終了後、受託者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

11. その他

(1) 費用負担

本契約に関する全ての費用は受託者の負担とする。

(2) 軽微な変更

業務箇所及び業務方法に変更が生じた場合には、区は受託者に対して、事前に協議の上、実施するものとする。

(3) 報告及び打合せ

作業の報告及び打合せは、進捗状況に応じて行うこと。また、記録の整理は受託者が行い、区が指示したときは提出すること。

(4) 会議資料等の提供

受託者は区と協議の上、各種会議のための必要な資料を随時作成し提出すること。

(5) 手直し

業務が完了し、成果品の引き渡し後、内容に不備不完全が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。

(6) 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈及び本業務の施行の細目については、区と協議すること。また、この仕様書に定めのない事項については、都知事又は台東区長の定めた標準仕様書によること。

(7) 注意事項

ア 受託者は、成果物の著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の外、第2章第3節第3款に規定する権利（著作権）を区に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関し、区の同意なく著作権法第2章第3節第2款に規定する公表権等の権利（著作者人格権）を行使しないものとする。

すでに公表されているものを除き、本件受託にあたって知り得た全ての情報は、本区に帰属するものであり、漏洩の防止その他適切な管理を行わなければならない。また、本区の事前の同意なしには、何人に対しても情報提供を行ってはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得たすべての情報について守秘義務を負うものとする。

エ 受託者は、調査終了後、区が貸与した資料等を速やかに返還すること。また、当該資料等は、区の承認を得ずに公表、貸与、又は使用等してはならない。

オ 受託者は、業務にあたり経歴書を添付し、主任技術者の届出を行うこと。

カ その他、本仕様書に定めのない提出書類等は、「請負者等提出書類処理基準・同実施細目」による。

(8) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車

であること。

ウ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(9) 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(10) カラーユニバーサルデザインへの配慮について

本契約の履行に当たっては、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。

(11) 道路交通法の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

12. 担当

台東区 拠点まちづくり担当 地域整備第一課

電話番号:03-5246-1368（直通）

FAX 番号:03-5246-1359